

子供向け製品の定義に関する最終解釈規則を発表 CPSC



米消費者製品安全委員会(CPSC)は、消費者製品安全改善法(CPSIA)に使用されている「子供向け製品」の定義に対して、最終的な解釈規則を2010年10月14日に発表しました。

「子供向け製品」について、「主として12歳以下の子供が使用することを目的とする消費者製品」と定義されています。製品が「子供向け製品」であることを確定するために、以下のCPSIAに規定された下記の4つの内容についての詳細を解釈規定で説明しています。

1. ラベルを含めた製品の使用対象年齢についてのメーカーの表示がされているか
2. 製品の包装、展示、販売促進及び広告では「12歳以下の子供向け製品である」ことを説明しているか
3. 消費者にこの製品が「12歳以下の子供向け製品」であることが一般的に認められるか
4. 2002年9月に発表された年齢確定のガイドライン及びその関連の内容に従っているか

また、メーカーが理解しやすいように、家具や備品、収集品、宝石類、DVD、ビデオゲーム、コンピュータ製品、アート材料、科学機器、スポーツ用品、レクリエーション機器及び楽器についても、詳しく説明しています。

当社は、玩具に関する有害物質の分析が可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2010年10月14日付 CPSC Docket No. CPSC-2010-0029

Federal Register / Vol. 75, No. 198 / Thursday, October 14, 2010 / Rules and Regulations

商品開発箇所 白亜力